

実績評価書(案)

資料4-1

(厚生労働省27(Ⅱ-3-1))

施策目標名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること(施策目標Ⅱ-3-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策を柱に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬・覚醒剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬等の適正な流通を確保すること ・麻薬・覚醒剤等の乱用防止を推進すること。 ・いわゆる危険ドラッグの取締り及び乱用拡大の防止のための広報・啓発活動を推進する。 							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>平成25年8月に薬物乱用対策推進会議が策定した「第四次薬物乱用防止五か年戦略」では、①薬物乱用未然防止の推進、②薬物の再乱用防止対策、③薬物犯罪の徹底的な取締、④国際的な連携・協力の推進が特に留意する課題として設定され、政府を挙げた総合的な対策を推進することとしており、厚生労働省でも同戦略に基づく薬物乱用対策を推進しているところである。</p> <p>また、近年は危険ドラッグの乱用による事件・事故などが頻発したことから、平成26年7月に薬物乱用対策推進会議で「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が決定され、「やれることはすべてやる」との総理指示もなされた。厚生労働省では、緊急対策に基づき、各都道府県等との密接な連携の下、指定薬物の迅速な指定、検査命令・販売等停止命令の実施等をし、販売者への圧力を強めてきた。</p> <p>引き続き、これまでの乱用薬物等に対する取り組みを積極的に推進していく。</p> <p>(根拠法令) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法(昭和29年法律第71号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)、医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,726,573	1,752,290	1,711,160	1,896,851	1,733,914	
		補正予算(b)	0	0	393,569	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	58,279	
		合計(a+b+c)	1,726,573	1,752,290	2,104,729	1,896,851	1,792,193	
	執行額(千円、d)	1,601,212	1,660,242	2,003,112	1,777,759			
執行率(%、d/(a+b+c))	92.7	94.7	95.2	93.7				
関連税制								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 指定薬物の新規指定数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		指定薬物の新規指定数は新規乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取り組みを反映すると考えられることから、測定指標として選定し、平成24年・25年度の個別指定数の平均から平成27年度の目標値を40件と設定した。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	○	○
		5件	9件	34件(+ 包括指定 759件)	49件(+ 包括指定 474件)	101件	47件(+ 包括指定 827件)	-		
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	40件				
	指標2 麻薬の新規指定数	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		麻薬の新規指定数は、乱用物質の流通実態及びそれを踏まえた監視・取締り強化の取り組みを一定程度反映すると考えられることから、測定指標として選定し、麻薬を規制する国際条約や国内での乱用実態などを踏まえ、平成27年度の目標値を5件と設定した。								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		20年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	-	△	△
1件		0件	10件	5件	1件	4件	-			
年度ごとの目標値	-	-	-	-	5件					
【参考】指標3 ・全薬物事犯の検挙人数 ・覚醒剤及び大麻(乾燥大麻 及び大麻樹脂)の検挙者数・ 押収量 ※検挙人数・押収量は、暦年 統計である	実績値									
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度					
	・14,200人 ・覚醒剤 12,083人、 350.9kg ・大麻 1,759人、 169.5kg	・13,881人 ・覚醒剤 11,842人、 466.6kg ・大麻 1,692人、 375.3kg	・13,292人 ・覚醒剤 11,127人、 846.5kg ・大麻 1,616人、 199.2kg	・13,437人 ・覚醒剤 11,148人、 570.2kg ・大麻 1,813人、 203.3kg	・13,887人 ・覚醒剤 11,200人、 431.8kg ・大麻 2,167人、 108.5kg					

※23年度は第2期基本計画期間、24年度から27年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 指標1の目標値を達成し、指標2の目標値を概ね達成した。さらに、取締りの強化により危険ドラッグ販売店を全滅させた他、インターネット対策、水際対策等を講じ成果をあげている。また、全薬物事犯の検挙人数や覚醒剤及び大麻の押収量についても、例年と同程度の成果をあげており、乱用薬物の不正流通の遮断及び乱用防止を推進の成果が得られていることから目標を達成していると判定した。
	施策の分析	(有効性の評価) 危険ドラッグ販売店を全滅させる成果等をあげていること、全薬物事犯の検挙人数や覚醒剤及び大麻の押収量についても例年と同程度の成果をあげていること等から乱用薬物の不正流通の遮断及び乱用防止の施策は有効に機能していると評価できる。
		(効率性の評価) 危険ドラッグ対策費のうち、指定薬物の検査等に係る経費は、26年度83,117千円、27年度268,077千円となっているが、指定薬物の新規指定数は、26年度101物質に対し、27年度874物質であり、1物質あたりに係る経費は、26年度823千円から27年度307千円と減額されており、効率的な取り組みが行われているといえる。
(現状分析) 乱用薬物の対策については、一定の成果をあげているが、検挙人員は依然として高水準で推移している。また、若年層の大麻乱用が問題となっており、引き続き、効果的・効率的に実施する必要がある。		
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 次年度においても、乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進するための各事業を継続して推進する必要がある。 乱用薬物対策の測定指標として、現在、指定薬物の指定数、麻薬の指定数が用いられているが、保健衛生上の危害を発生させるおそれのある未規制薬物を指定薬物や麻薬に指定することは乱用薬物対策の基本であり、測定指標として妥当なものである。一方、平成24年度以降、危険ドラッグ対策の一環として指定薬物及び麻薬を迅速かつ積極的に指定したこともあり、危険ドラッグ販売店舗は全滅し問題は沈静化した。今後数多くの未規制物質が不正に流通するおそれは低いと考えられ、目標値を設定することは不必要な指定薬物や麻薬の指定につながりかねず、必ずしも妥当ではない。今後は、従来どおり指定薬物及び麻薬の指定数を測定指標とするものの、目標値は設定しないこととする。 (予算要求について) (税制改正要望について) (機構・定員について)	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます)</p> <p>○麻薬及び向精神薬取締法 URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=790</p> <p>○大麻取締法 URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=795</p> <p>○あへん法 URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=798</p> <p>○覚せい剤取締法 URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=805</p> <p>○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=819</p> <p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 URL: http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=630</p> <p>第四次薬物乱用防止五か年戦略 URL: http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/know/4_5strategy.pdf</p> <p>危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策 URL: http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/know/kiken-drug.pdf</p> <p>「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップ URL(1/2): http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/know/20150618fuh_1.pdf URL(2/2): http://www8.cao.go.jp/souki/drug/pdf/know/20150618fuh_2.pdf</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2015/h26_2-3-1.html</p>
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局 大臣官房地方課	作成責任者名	監視指導・麻薬対策課 長 須田俊孝 地方厚生局管理室長 堀井春彦	政策評価実施時期	平成28年6月
-------	---------------------	--------	---	----------	---------